

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童手当法第7条第1項 及び第2項	児童手当の受給資格及び児童 手当の額の認定	子ども青少年課

I 審査基準は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条及び児童手当法施行規則（昭和46年9月4日厚生省令第33号）第1条の4に定める基準を審査基準とする。

II 標準処理期間は、45日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。